

令和3年 第7回松前町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年7月29日(木) 午前10時45分～
- 2 開催場所 松前町役場 3階 大会議室
- 3 出席委員 (12人)
- 4 欠席委員 (2人)
- 5 議事録署名人の指名について (2人)
- 6 議事日程
議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請の件 (1件)
議案第39号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員 (4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和3年第7回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、
○○議長よろしくお願ひします。

○議長

～あいさつ～

本日の欠席委員は、○○委員と○○委員から欠席する旨の連絡がありましたので、御報告します。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員定数の過半に達しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、
1番○○委員、2番○○委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入りますが、次の議案については、○○会長職務代理に議事の進行をお願いします。

○議長（○○会長職務代理）

それでは 議案第38号ですが、松前町農業委員会会議規則第12条の規定により委員会の委員は、自己に関する事項については、その議事に参与することができないこととなっております。つきましては、○○会長の自己の案件となっておりますので、○○会長は、一時退室をお願いします。

それでは、議案第38号農地法第3条の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積 79 m²
譲渡人 ○○
譲受人 ○○ 耕作面積 96,878 m²
売買 坪単価 2,100 円
以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

申請地は道路に接していないため、所有者は申請地の東側の親族の宅地を通らないと農地に入れないう状況でした。元々は申請地と宅地は同一所有者でしたが、相続により別々の所有者となりました。今回、宅地が売買され、新たな所有者が農地への進入路として使用してほしいとの意向であることか

ら、農地に入れなくなりました。そこで、農地の北側の宅地の所有者と親子関係である譲受人が購入することになりました。譲受人は農業者として十分資格を満たしているため問題無いと思われまます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

それでは、ここで〇〇会長の一時退室を解き議事の進行を〇〇会長にお願いします。

○議長（〇〇会長）

続きまして、議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

設定する利用権の種類 使用貸借権

利用権設定の期間 2年10ヶ月

利用権の設定を行う者 1人

利用権の設定を受ける者 2人

利用権を設定する面積 8,416㎡

利用権を設定する作物 水稻等

以上です。

- 議長
事務局の説明は終わりました。質疑はありませんか。
- 委員
質疑なし。
- 議長
それでは、採決を行います。議案第 39 号について、意義なしの方、挙手を
お願いします
- 全委員
賛成の挙手
- 議長
全員挙手ということで、異議なしとします。
- 議長
議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局
お願いします。
- 事務局
次回の総会日程を読み上げ。
- 議長
以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。